

被災中小企業者等 支援策ガイドブック 熊本県（第2.9版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和3年9月9日
中小企業庁

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
（１）特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 4
（２）復興支援アドバイザー制度	P 5
（３）専門家派遣	P 6
（４）被災商店街への専門家等の派遣	P 7
<u>2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい</u>	
（１）なりわい再建支援補助金	P 8
（２）被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）	P 9
（３）商店街災害復旧等事業	P 10
（４）仮施設整備支援事業（市町村向け助成）	P 11
（５）石油製品販売業早期復旧支援事業	P 12
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
（１）令和２年７月豪雨特別貸付	P 13
（２）信用保証制度（セーフティネット保証４号）	P 14
（３）信用保証制度（災害関係保証）	P 15
（４）被災既往債務の返済条件緩和等の対策強化	P 15
（５）小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	P 16
（６）令和２年７月豪雨災害に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 （令和２年７月豪雨災害マル経）	P 18
<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u>	
（１）下請取引について、親事業者への配慮養成	P 19
（２）型の保管・管理に関してお困りの方	P 19
（３）下請駆けこみ寺	P 20

目次

<u>5. リース契約のトラブルが心配</u>	
（１）リース相談窓口	P 21
<u>6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい</u>	
（１）雇用保険の基本手当の特例措置	P 22
（２）雇用調整助成金の特例措置	P 23
<u>7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい</u>	
（１）国税に関する申告・納付等の期限の延長	P 24
（２）所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減	P 24
（３）納税猶予	P 25
<u>8. お問い合わせ先一覧</u>	P 26

第2. 9版(令和3年9月9日)

なりわい再建支援補助金の公募スケジュール等を更新しました。

第2. 8版(令和3年6月16日)

被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)の公募スケジュールを更新しました。

第2. 7版(令和3年3月22日)

なりわい再建支援補助金の公募スケジュールを更新しました。

小規模企業共済制度の特例災害時貸付等を修正しました。

第2. 6版(12月25日)

被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)の公募スケジュールを追加しました。

第2. 5版(12月17日)

なりわい再建支援補助金の公募スケジュールを更新しました。

第2. 4版(10月20日)

なりわい再建支援補助金の公募スケジュールを更新しました。

第2. 3版(10月2日)

なりわい再建支援補助金、商店街災害復旧等事業(商店街復旧事業)の公募スケジュールを追加しました。

第2. 2版(9月11日)

被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)、商店街災害復旧等事業(にぎわい創出事業)の公募スケジュールを追加しました。

第2版(9月7日)

事業者・被災商店街への専門家等の派遣を追加しました。

なりわい再建支援補助金の公募スケジュールを追加しました。

小規模企業共済制度の掛金の納付期限の延長、共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除、共済金等の請求書類関係の簡素化を追加しました。

下請取引のトラブル、リース契約のトラブルに関する支援策を追加しました。

雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)の特例措置を追加しました。

雇用調整助成金の特例措置を追加しました。

税金の申告・納付期限の延長等の支援策を追加しました。

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

令和2年7月豪雨で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構九州本部
 - ・九州経済産業局
- 「8. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) 復興支援アドバイザー制度

中小企業者等の方々に専門家を派遣し、復旧・復興を地元支援機関等と供に支援します。

対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた熊本県の中小企業・小規模事業者等

支援内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた熊本県の中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣し、事業計画の作成や店舗運営等に係るアドバイスを行うことにより、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を地元支援機関等と供に行います。

【主な想定事例】

(事例1：復旧・復興計画の作成に専門家が助言)

製造部門が被害を受け、この先の見通しが立たない事業者に対して、SWOT分析や、財務分析の助言などを受けて復旧・復興にむけた新たな事業計画書を作成。補助金や新規融資獲得に活用。

(事例2：補助金の活用策を専門家が助言)

補助金の申請に先立って策定する事業計画等にあたり、支援機関等と連携して助言。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援部企業支援課

(電話)092-263-0300

中小企業基盤整備機構 震災復興支援部

(電話)03-5470-1501

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) 専門家派遣

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご相談いただき、一定のコンサルティングを受けた後に、経営課題に応じて経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回(ITに係る課題の場合は5回)まで無料です（登録されている全国の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金の確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画や需要見通しを踏まえた事業計画の策定を支援
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客の獲得等に向けた取組を支援

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00（電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/>

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(4) 被災商店街への専門家等の派遣

被災商店街の復興に向けた、情報・ノウハウ提供事業を行います。

対象者

令和2年7月豪雨により被災した商店街

※商店街のほか、市町村や商工会・商工会議所などの支援機関からの申し込みも可能です。

支援内容

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

(株) 全国商店街支援センターは、令和2年7月豪雨による災害の被害を受けた商店街の求めに応じ、被災した商店街の復興に携わったことのある専門家等を派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスをを行います。

【実施内容】

- ・過去の災害事例を中心とした情報提供及びアドバイス
(被災の状況把握、復興に向けた方向性やプロセス、ノウハウ等)
- ・復興に向けたディスカッション

【派遣にかかる費用】

無料

【対象地域】

原則、災害救助法適用市町村に所在する商店街を対象としますが、それ以外の地域で被害を受けた商店街も申請可能です。

【募集期間】

令和3年2月26日（金）まで

お問い合わせ先

(株) 全国商店街支援センター

所在地：東京都中央区湊1丁目6-11 ACN八丁堀ビル4階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

ホームページ：<https://www.syoutengai-shien.com/drsinfo02/>

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) なりわい再建支援補助金

県が「復興事業計画」を策定し、計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の一部を国が支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等
※県が「復興事業計画」を策定する必要があります。

支援内容

令和2年7月豪雨において、熊本県を対象に、県の復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募期間:

第13次公募 令和3年9月1日（水）～令和3年9月15日（水）

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3 / 4

※過去に被災、売上減少など一定の要件を満たす場合は、5億円までは定額補助

③上限額：15億円

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

※令和2年7月豪雨で被害の原因となった災害の発生以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課（電話）096-384-8880

九州経済産業局 産業部 復興推進室（電話）092-482-5488

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（電話）03-3501-2036

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

対象者

県内において令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者
※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募期間：令和3年4月9日（金曜日）～

2次締切：令和3年7月2日（金曜日）【必着】

②補助率：2／3

定額（過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす者）

③上限額：200万円（事業用資産に直接的な被害を受けた直接被災事業者）

100万円（間接的な被害（売上減少）を受けた間接被災事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、
旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、
委託費、外注費

※令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

※本公募では、令和2年7月豪雨により被害を受けた、かつ令和3年12月中に事業が完了する取組を対象としたものになります。

お問い合わせ先

【商工会の管轄地域（商工会地区）で事業を営んでいる方】

熊本県商工会連合会 電話番号：096-359-5593

【商工会議所の管轄地域（商工会議所地区）で事業を営んでいる方】

持続化補助金令和2年7月豪雨型補助金全国事務局 電話番号：03-6670-3668

※受付時間は9:30～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始除く）

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(3) 商店街災害復旧等事業

令和2年7月豪雨により被災した地域の商店街等について、被災したアーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用の一部を補助します。また、商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用について定額（上限100万円）を補助します。

対象者

令和2年7月豪雨による被害を受けた商店街等組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

支援内容

(1) 商店街復旧事業

①公募期間：令和2年9月30日（水）～令和3年1月29日（金）

②補助率：3/4（国1/2、県1/4）

③補助対象：被災したアーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用

※令和2年7月豪雨に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

(2) 商店街にぎわい創出事業

①公募期間：令和2年9月9日（水）～令和2年11月2日（月）

※9月28日（月）までに応募があったものは、先行審査・採択。

②補助率：定額（上限額100万円）

③補助対象：商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用

お問い合わせ先

中小企業庁商業課（電話）03-3501-1929

2. 施設の復旧費用などの補助制度等について知りたい

(4) 仮設施設整備支援事業（市町村向け助成）

熊本県において、市町村が行う仮設施設（早期の事業活動再開を希望する中小企業等が入居する店舗、事務所等の集合型仮設施設）の整備を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が助成・協力します。

対象者

熊本県の市町村

※本事業は市町村を対象にした制度です。

支援内容

【助成要件】

1) 仮設施設への入居要件等

- ＊ 災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者
- ＊ 具体的な入居者の要件・選定については、市町村にてご判断ください。

2) 用途・面積等

- ＊ 店舗、事務所等：複数の被災事業者が入居する施設で、1 被災事業者 1 区画、被災前の事業場の面積又は 1 0 0 m²のいずれか低い方を上限とします。

3) 仮設施設の敷地（用地）の要件

- ＊ 原則、公共用地とします。（※民有地を市町村が借地することでも可。）

【助成対象】

次の 1) 又は 2) について、その全額を中小機構が市町村に助成します。

1) 仮設施設に係る設計費・建築費

2) 仮設施設に係る設計費・リース費用（利用期間を超過したリース費用は助成の対象とはなりません。）

※内装工事等の入居者負担が生じることにご注意ください。

※用地購入費・借地料は、助成の対象となりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 復興支援課

(電話) 03 - 5470 - 1565

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(5) 石油製品販売業早期復旧支援事業

令和2年7月豪雨による被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者に対して、事業の復旧に必要な計量機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者

支援内容

①補助率：3／4

②補助対象費目：SSの計量機、燃料供給用のタンクローリー等

お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課 （電話）03-3501-1320

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫による「令和2年7月豪雨特別貸付」

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧等を支援するため、日本政策金融公庫が「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ①災害救助法の適用を受けた県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

金利

対象者①当初3年間：基準利率（災害）▲0.9%

（▲0.9%の限度額：中小企業事業1億円、国民生活事業3千万円）

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）▲0.5%

（金利引下げは、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害の証明が必要。）

対象者②基準利率（災害）

基準利率（災害）：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%

（令和2年9月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

対象者③基準利率

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

（令和2年9月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

貸付期間

最大20年（設備）、最大15年（運転）（うち据置期間：最大5年）

限度額

対象者①及び②：中小企業事業3億円（別枠）、国民生活事業6千万円（上乗せ）

対象者③：中小企業事業7.2億円（別枠）、国民生活事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

「8. お問い合わせ一覧①②」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証 4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の100%を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「8. お問い合わせ一覧③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（災害関係保証）

令和2年7月豪雨により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

災害救助法適用地域において、令和2年7月豪雨により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証およびセーフティネット保証4号と別枠で融資額の100%を保証
（一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円）
- ③ 保証料率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「8. お問い合わせ先一覧③」をご覧ください。

(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和2年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「8. お問い合わせ先一覧①②③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

① 特例災害時貸付の措置及び災害時貸付の適用要件の緩和

特例災害時貸付を措置し、令和2年7月豪雨により被災した災害救助法適用地域の共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において次のとおり災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します。

また、災害時貸付の適用対象を令和2年7月豪雨による影響を受けたため経営の安定に支障が生じた共済契約者に拡充します。

対象者

特例災害時貸付：令和2年7月豪雨により災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた貸付資格を有する共済契約者

災害時貸付：令和2年7月豪雨の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる貸付資格を有する共済契約者

支援内容

(1) 特例災害時貸付制度

- ① 貸付利率：無利子
- ② 貸付限度額：2,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

(2) 災害時貸付制度（適用対象の拡大）

- ① 貸付利率：年0.9%
- ② 貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

② 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）

令和2年8月28日時点で契約者貸付けを受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年7月1日以降の借入れが対象となります。

対象者

災害救助法適用地域において、令和2年7月豪雨による災害で被災した共済契約者

③ 共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）

印鑑登録証明書の提出又は実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

対象者

災害救助法適用地域において、令和2年7月豪雨による災害で被災した共済契約者

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050－5541－7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 令和2年7月豪雨災害に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（令和2年7月豪雨災害マル経）

日本政策金融公庫が、令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

支援内容

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
 - （ア）災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、罹災証明書、被災証明書等を提出できる者
 - （イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.21%、令和2年9月1日時点）より利率引き下げ
 - （ア）災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
 - （イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

（注1）商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

（注2）適用日は令和2年5月15日まで遡及

（注3）直接被害は市町村が発行する罹災証明書、被災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨の発生に伴い、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,373団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

（要請事項）

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A:「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえず、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

令和2年7月豪雨により、被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）の特例措置

事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を受給できる特例措置を実施しています。

対象者

- ・ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- ・ 事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

- ・ 令和2年7月豪雨における激甚災害法の指定地域内に所在する事業所が災害により休業する場合に、休業し賃金を受けることができない方に対して、雇用保険の基本手当を支給。
- ・ 令和2年7月豪雨における激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業者が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を支給。

※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。

ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

（以下URLよりご確認ください。）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金の特例措置（令和2年7月豪雨の特例）

令和2年7月豪雨による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

特例の対象事業主

令和2年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

※令和2年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

特例の内容

本特例は、休業等の初日が令和2年7月4日から令和3年1月3日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用されます。

- ① 休業(教育訓練、出向は除く。)を実施した場合の助成率を引き上げる（※山形、長野、岐阜、島根、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島各都県内の事業所が対象）
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※山形、長野、岐阜、島根、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島各都県内の事業所が対象）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、本特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とする
- ⑤ 生産指標の確認期間を最近3か月から1か月に短縮する
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑧ 休業等計画届の提出を不要とする。

豪雨の影響を受けた事業主のうち、新型コロナウイルス感染症の影響も受けるものについては、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を活用できます。

厚生労働省HP
雇調金ページ



お問い合わせ先

「8. お問い合わせ先一覧⑤」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しました。

対象者

下記の指定地域内に納税地のある方（法人を含む。）

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

(注) 指定地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

支援内容

① 延長される期限

令和2年7月4日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されます。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討します。

② 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地がある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。この手続は、当初の期限を経過した後に申告・納付等と同時に行うことが可能です。そのため、状況が落ち着きましたら、最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減、④災害等により帳簿等を消失した場合の取扱いなどがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

- ・人吉税務署（0966-23-2311）
- ・八代税務署（0965-32-3141）

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. お問い合わせ先一覧

①②融資に関するご相談	
①日本政策金融公庫	
熊本支店（中小企業事業）	096-352-9155
熊本支店（国民生活事業）	096-353-6121
八代支店（国民生活事業）	0965-32-5195
②商工組合中央金庫	
熊本支店	096-352-6184
③信用保証に関するご相談	
熊本県信用保証協会	096-375-2000
④全般的なご相談	
熊本商工会議所	096-354-6688
八代商工会議所	0965-32-6191
荒尾商工会議所	0968-62-1211
人吉商工会議所	0966-22-3101
水俣商工会議所	0966-63-2128
本渡商工会議所	0969-23-2001
玉名商工会議所	0968-72-3106
山鹿商工会議所	0968-43-4111
牛深商工会議所	0969-73-3141
熊本県商工会連合会	096-325-5161
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
熊本県よろず支援拠点	096-286-3355
中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5451
⑤災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】	
熊本労働局職業対策課分室	096-312-0086
ハローワーク熊本雇用促進部門（直通） （熊本市（北区植木町・南区城南町・南区富合町を除く））	096-371-8307
ハローワーク熊本上益城出張所（上益城郡、阿蘇郡のうち西原村）	096-282-0077
ハローワーク八代（八代市、八代郡）	0965-31-8609
ハローワーク菊池（菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町）	0968-24-8609
ハローワーク玉名（玉名市、荒尾市、玉名郡）	0968-72-8609
ハローワーク天草（天草市、上天草市、天草郡）	0969-22-8609
ハローワーク球磨（人吉市、球磨郡）	0966-24-8609
ハローワーク宇城（宇土市、宇城市、下益城郡、熊本市のうち南区城南町・南区富合町）	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇（阿蘇市、阿蘇郡（西原村を除く））	0967-22-8609
ハローワーク水俣（水俣市、葦北郡）	0966-62-8609